

目次

H II -CV-1st-1★訴状20190805	2
H II -CV-1st-2★準備書面①20190919	6
H II -CV-1st-3★準備書面②20191015	7
H II -CV-1st-4★準備書面③20191128	9
H II -CV-1st-5★準備書面④20200106	12
H II -CV-1st-6★準備書面⑤20200204	14
H II -CV-1st-7★準備書面⑥20200406	16
H II -CV-1st-8★準備書面⑦20200716	17
H II -CV-1st-9★準備書面⑧20200819	20
H II -CV-1st-10★証拠20190805	21
H II -CV-1st-11★証拠追加20190919	22
H II -CV-1st-12★証拠追加20191015	23
H II -CV-1st-13★証拠追加20191128	24
H II -CV-1st-14★証拠追加20200106	25
H II -CV-1st-15★証拠追加20200819doc	26
H II -CV-1st-16★甲1号証-反訳書	27
H II -CV-1st-17★甲2号証-反訳書	28
H II -CV-1st-18★甲6号証	32
H II -CV-1st-19★甲10号証	33
H II -CV-1st-20★甲11号証	34
H II -CV-1st-21★甲12号証-反訳書	47

令和元年 8 月 5 日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

訴状H II

原告

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告

所在地 〒378-0053 群馬県沼田市東原新町 1940 番地 1
名称 利根沼田農業協同組合
TEL 0278-22-6633 FAX 0278-22-6666 e-Mail jatone@jatone.or.jp
代表理事 林康夫 群馬県沼田市原町 88 番地
代表理事 前原悦治 群馬県利根郡みなかみ町上津 1824 番地

慰謝料請求事件 請求金額 200 万円 ちょう用印紙額 15 千円

第 1 請求の趣旨

1 被告は原告に対し 200 万円を支払え(今回は試験訴訟です)

後述の被告の職員らは不当に原告の出荷の引受を拒否(取引拒絶)し、既得権等を侵害し、包囲網として原告の財産と生命への無言の脅迫を行いました。

摘発後の包囲網の各人に請求すべき慰謝料の性質は共犯、つまり共同不法行為責任であり、その基本金額は、一人当たり 3,000 万円と想定しております。

但し、直接的に私にかかわった人々については、共犯の賠償責任と本件不法行為による賠償責任が半々と想定しております。

今回は本件不法行為によって直接被った精神的損害(著しい恐怖と屈辱)に対する請求です。

なお、既述の基本金額の法的位置付けについては検討中であり、①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかを想定しております。

2 訴訟費用は被告らの負担とする

第 2 請求の原因

本件は前橋地方裁判所 平成 31 年(ワ)第 118 号 慰謝料請求事件の関連事件です。

被告の職員らは後述の通り、またしても性懲りも無く、私の生活破壊を狙って不当な取引拒絶(出荷の引受拒否)を敢行し、私の生命と財産と名誉に対する無言の脅迫を重ねました。

これは原告への村八分よる非人間扱の実行であり、信義則(民法 1 条)違反や公序良俗(民法 90 条)違反であり、人格権の侵害であり、不法行為です。

人格権の侵害とは、一個の人間として認められる権利(憲法 13 条)や生命に対する権利(憲法

13条、自由権規約6条)や平等権(憲法14条)や裁判を受ける権利(憲法32条)などです。
これらの不法行為によって著しい恐怖と屈辱を受けました。

よって民法709条及び民法710条の一般不法行為責任もしくは民法719条の共同不法行為責任と、民法715条の使用者責任に基き、被告に対して慰謝料を請求します。

もし、いずれも適用可能であれば後者を適用願います。

このような露骨な社会不正義を看過されぬよう、くれぐれもお願い申し上げます。

第3 不法行為

以下のように、不当な取引拒絶をし、それによって私を村八分扱いしたこと

独禁法第三条「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」違反

① 20190719 12:29(甲1) 利根沼田農業協同組合みなかみ集荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野425)においてトミザワ所長は、訴訟中を理由に、私のナス32袋の引受を拒否し、更に、抗議も無視しました。

② 20190719 13:20(甲2) 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1)から同農協(群馬県沼田市東原新町1940番地1)への通話においてリスク管理室・イシクラは、前項の取引拒絶への抗議を無視しました。

(説明)

訴訟提起は取引拒絶の正当理由にはなりえないので、不公正な取引方法に当たります。

★取引拒絶の不当性

「また同じことになると困るから」という抗弁が正当理由にならないこと

①問題にしているのは価格操作(公正価格ではないこと)であり、農協出荷の仕組自体を問題にはしていないこと(論理の擦り替え)

②「同じこと」の定義が曖昧であるが、いずれにせよ私に帰責性は無いこと

③組合員としての私の出荷の既得権を無視し侵害していること

重要なのは、取引拒絶の動機の犯罪性であり、訴訟開始への報復と思われる点です。

通常であれば、不法行為を訴えている相手方には、より慎重に対応するはずです。

まして、価格操作による生命への脅迫被害を訴えている相手方に対して、その抗議を無視して、根拠無く、このような露骨な閉め出し行為に及ぶということは、極めて異常かつ稀有な選択であり、当り前に故意の脅迫を示唆していると思います。

また、当地のような田舎では、生計(専業)規模の営農出荷においては、農協しか選択肢が無いこと、つまり地域的な独占機関であることは、農協自身が一番よく知っているはずです。

実際問題として、道の駅では、どんなに安価でも大量出荷を吸収できません。

更には、全農としては、不当な取引拒絶の前例も有るはずですし、その違法性については組合の基本事項として全職員が認識しているはず

更には、特に甲2号反訳書の通り、抗議内容を完全に無視していること(故意)です。

こうした諸点を考慮しますと、またしても性懲りも無く、私の生活破壊を狙って無言の脅迫行為を重ねたものと思われる。

言い換えると、地域的な独占機関であるという優越的地位を濫用して、包囲網の威力を示すことによって私の財産と生命への無言の脅迫をしたということです。

また、トミザワ所長が前々から取引拒絶を実行したがついていたことは、平成31年(ワ)第118号の甲6号反訳書の通りです。

このように「抗議などすれば、逆に酷くなる」というのは包囲網の一貫した特徴です。当然に、私の既得権や人格権(自決権や裁判を受ける権利や生命に対する権利)の侵害であり、基本的人権という公序の偽装です。

なお、公正取引委員会には、農協の取引拒絶に対する排除措置命令を要請しています。

不法行為について甲1号反訳書より引用

反P1中(私)訴訟中は全然関係無いでしょ? 誰にでも裁判を受ける権利有りますよね?

反P1中(トミザワ)や、だけど、(説明)★★★★抗議を無視 基本的人権は公序ですから、たとえ上司の指示であろうと、他人のせいにはできません。

不法行為について甲2号反訳書より引用

反P2上(私)それはあの、前例の有る取扱ですか?

反P2中(インクラ)そこはちょっとうちはわかりませんので、 (私)いや、それわかんなく、そうゆう取扱できないでしょ? 反P2中(インクラ)当農協のほうの考え方としますと、今、訴訟してるんで、やはりあの、受けられないってゆう立場には変わりありませんので、(説明)★★★★抗議を無視 無根 前例が無ければ私限りの差別的取扱であるとの極めて当り前の指摘を無視しています

反P2下(私)訴訟の原因は、犯罪だっつってるんです? 犯罪は、正当に摘発されて処罰されるんが社会正義ですよ? 誰にでも裁判を受ける権利は有りますよね? それを否定するつもりですか? 反P3上(インクラ)いや、そこは否定しません、 (私)しないでしょう?じゃあなんで、それが引受拒否の理由なるんですか?

反P3中(私)ですから、私の既得権どうするんですか? 私は出荷したいんですよ? どうして妨害できるんですか? 反P3中(インクラ)うちはだからその、荷物は扱えないってゆう拒否、(説明)★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 抗議内容を一切無視して言い張ります。 実質的な会話の放棄であり、非人間扱いであり、著しい信義則違反です。

反P4上(私)訴訟中だとどうして、あの、拒否される、あの、引受拒否されるんですか? 反P4上(インクラ)同じことを招く恐れが有るからです、(説明)★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 「同じこと」とは、訴訟の開始を指していると思われます。訴訟の原因については私に帰責性は無い。ですからこれは、裁判を受ける権利を否定しているのです。 (私)

同じことを招くのはそちらの勝手でしょう? 私の責任じゃないでしょ?

第4 道の駅での大量の売れ残りが包囲網の不買運動を示唆(写真有)

20190720 現在、小売では300円台(農協出荷ではMサイズA品240円前後)の状況で、私が一袋100円で各道の駅に出荷したナスが半数以上、大量に売れ残って返品されています。 相場の三分の一という超廉価なのに価格競争原理が働かないというのは、極めて異常ですが、

しかも、150円とか180円とかの他の出荷者のナスは売れ残っていないのです。
更には、この100円ナスの出荷は今年で三年目ですが、今までは売れ残ったことはほとんどありませんから、これは名前パスによる不買運動の結果としか考えられません。
例えば、この100円ナスを全部買い占めて帰って、翌日知らん顔して農協に出荷し直せば、それだけで十分に利鞘が稼げますが、そうした価格裁定が働いていないことも不審です。
ですからこれは、農協による引受拒否という事情を知った上での便乗と思われる。
包囲網によるこの不買運動の動機も、農協と同様、私の経済生活の破壊と思われる。

第5 被害

経済的被害(法益侵害)

今年だけで約100万円の逸失利益となる見込みです。

精神的被害(法益侵害)について、私の恐怖感や孤立感は当然に深まりました。

積み上げる道の駅からの返品の山を見ると、胃が痛くなります。

これが今後も続くと考えると、表現し難いたいへんな恐怖と絶望です。

加害と損害の因果関係

威力脅迫としか思えない取引拒絶により精神的被害を受けたという因果関係は明らかです。

第6 本件の動機

要するに、慣習上の偏見に基く全社会的な村八分であり、包囲網としての威力です。

その害意は「経済的にお前を殺すぞ」であり、対象は私の財産と生命だと思えます。

なお、下記の判例に即して表現すれば、本件も社会的な村八分の通告とみなせます。

判例の摘示 甲3 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当たるとした判例(大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判)

第7 証拠方法 証拠説明書に記載の全証拠

第8 附属書類 証拠説明書と全書証、及び本書を含むその副本一式

以上

H II 準備書面(1)

令和元年 9 月 19 日

前橋地方裁判所民事第二部 御中

原告 今井 豊

第 1 答弁書の求釈明に対する釈明

1(1) 村八分とは、不当な取引拒絶という差別的取扱のことで、

行為が在る以上は、必ず動機が在りますから、それ以上の説明は不要だと思います。

1(2) 著しい恐怖と屈辱」とは、不当な取引拒絶という差別的取扱によって、唯一の大量出荷の道を閉ざされ、生活の目処が立たなくなったことによる精神的苦痛です。

2(1) 平成 28 年 2 月に約五万株を処分する前に、月夜野集荷所で、トミザワ所長に「出荷に必要な株数は何株か?」と訊ねたところ、「関係無い」と答え、「ではゼロでもいいのか?」と更に訊ねたところ、「かまわない」と答えたので、安心して解約した経緯が在ります。

もしこれを否認するつもりなら、当時から取引拒絶を狙った騙し討ちとみなして不法行為に追加します。

農協が商取引において、組合員資格を考慮しないのが常態化していることも公知です。

少なくとも、5 年連続で出荷実績が在り、組合員資格とは無関係にそれを受け入れて来た以上は、何らかの既得権が在るのは当然です。

2(2) 1(1)に同じ。

2(3) 農協の定義から見て、純粋な個人出荷の場合よりも有利な価格になるのは当たり前であり、その道を閉ざされれば、何らかの損害(逸失利益)が発生するのも当たり前です。

それに、私が請求の原因にしているのは、精神的法益侵害です。

3(1) 道の駅の不買運動現象の詳細については、今回追加した甲 4、甲 5 の通りです。被告の不法行為との動機的関連を訴求しております。

3(2) 前項に同じ。

4 2(3)に同じ。私が請求の原因にしているのは、精神的法益侵害です。

5(1) 唯一の大量出荷の道を閉ざされ、生計の目処が立たないからです。

5(2) 包囲網が隠蔽しているのは判例とは比較にならないほど凶悪な事件ばかりです。本件は、村八分の通告ではなく、村八分の無言の実行行為です。

第 2 被告は早急に認否してください

取引拒絶(独禁法違反)ないし差別的取扱について、阻却事由を示してください。

第 3 請求の趣旨に、3 仮執行宣言を追加します。

また、証拠説明書(申出書)に二つの書証(甲 4、甲 5)を追加します。

以上

H II 準備書面(2)

令和元年 10 月 15 日

前橋地方裁判所民事第二部 御中

原告 今井 豊

第 1 二つの不法行為の追加

農協という機関の性質から見て、こうした差別的取扱の違法性は自明のはずなのに、それを敢えて重ねている点が、一貫した差別ないし排除の意図を示しています。

2 再加入の申込を不当に拒否したこと

20190919 16:00 頃、被告みなかみ支店金融店舗(群馬県利根郡みなかみ町月夜野 437)の窓口において、私が現金 1 万円を渡して準組合員の申込をしたのに、その後、同月末日付の不当な理由の書面(甲 6)の郵送により、これを拒絶しました。

これは、私が訴訟を提起したことが、被告の定款第 19 条第 1 項第 6 号「法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき」に当たるとしたのですが、以下の通り、あまりにも理不尽であり、信義則(民法 1 条)違反や公序良俗(民法 90 条)違反であり、不法行為です。

また、一個の人間として認められる権利(憲法 13 条)や生命に対する権利(憲法 13 条、自由権規約 6 条)や平等権(憲法 14 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)などの人格権の侵害です。この狂気の不法行為によって、精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

(説明)

①法的な責任を超えていないし、不当な要求行為でもないこと

私は、二つの当該訴訟で、当り前の犯罪を訴えているだけであり、至って公正な論評です。犯罪は摘発され処罰されるのが社会正義なのに、この言い草は、まさに居直り強盗です。

②まだ係属中なので、このように決め付ける根拠が無いこと

未確定の事実、当り前に、正当な理由にはなり得ず、論理法則違反です。

③騙し討ちによる資格喪失の、地位回復の為の再加入であること

前回既述の通り、トミザワの回答は虚偽であれば、農協には道義的責任が在ります。

④購買など、出荷事業以外の利用を妨害していること

3 定款の開示要請を無視したこと

20191007 15:52、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158 番地 1)から被告訴訟代理人・高橋三兄弟法律事務所(群馬県高崎市八千代町二丁目 1 番 1 号)への通話において、福島翔也は、私が被告の定款の交付ないし開示を求めたのに、回答を約しながら、その後これを不当に無視しました。

極めて理不尽かつ非常識な対応であり、信義則違反や公序良俗違反であり、不法行為です。また、自決権や平等権や裁判を受ける権利などの人格権の侵害です。

この不法行為によって精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

(説明)

甲 6 の書面の根拠を求めていること、過去の説明責任の未決でもあると申し添えたこと、組合員には交付している物なので、開示しない道理は無いこと、回答の約束を反故にしていること、はいずれも不当であり隠蔽です。

第 2 関連事件(差別対価)について

本件の関連事件として、前橋地裁・平成 31 年(ワ)第 118 号・慰謝料請求事件を概説します。と言っても、事の性質上、簡単に説明するのは容易ではありませんが、要するに、市場関係者が、生産物への差別対価による、私への村八分の袋叩きを重ねたということです。

その方法は、Ⅱ 当地の生産物への不当な廉価、Ⅰ 虚偽の理由(品種の色)による差別化と、私への不当な廉価、Ⅲ 実勢価格の隠蔽、という形の、常態的な二重の差別対価です。

例えば、Ⅰ 50 円、Ⅱ 300 円、Ⅲ 1,000 円、などです。

これらを差別対価とする根拠は、何よりもⅠが、確率的・統計的異常値であることです。

一箱 50 円が二日続きましたが、これは箱代よりも安い、実質マイナス価格なのです。

しかも当地の生産物の価格とも、5 倍も違うのです。

要するに、比較による程度問題として、当り前に、差別対価であるということです。

被告は、故意にこれに加担しており、差別ないし排除の意図は本件と一貫しております。

被告の加担の意図は、不審な出荷の仕方や、受託者でありながら、この差別対価に疑いを持たぬことや、公取への共同堤訴を二度も断ったこと、などから判ります。

第 3 証拠の追加

証拠説明書(申出書)に甲 6 号書証を追加します。

以上

H II 準備書面(3)

令和元年 11 月 28 日

前橋地方裁判所民事第二部 御中

原告 今井 豊

第 1 法的な責任を超えていないし、不当な要求行為でもないこと

第一に、裁判とは、まさに法的な責任を求める法律行為であり、超えようがありません。被告の定款第 19 条第 1 項第 6 号「法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき」という規定は、当り前に、行為の外形に関する規定であり、主張内容のことではありません。例えば、直接乗り込んで「誠意を見せよ」と暴力的に脅した場合などのことだと思えます。第二に、未確定事項は、当り前に、正当な理由にはなり得ませんから、論理則違反です。このような歴然とした倒錯を、法曹がするはずはないので、極めて悪質です。

第 2 差別的取扱であること

1 私の加入資格を問題にしたこと

前回既述の通り、農協の組合員資格の確認というのは、いわゆる、本音と建前の世界であり、馬鹿正直に建前を遵守すれば、取引機会損失を招きますから、スケールメリットの問題として、当り前に、普段は問題にしていない実態が推定されますし、生協でも、公知の事実です。訴訟を口実にして、普段は問題にしていない基準を求めるのは、私への差別です。否定するのなら、全農協の全出荷者の加入率を示して下さい。加えて、トミザワが私を騙して脱退させたことは、当り前に、著しい信義則違反です。

2 前例の有る取扱なのか?という抗議をイシクラが無視したこと(甲 2 反訳書)

第 3 独禁法違反を判定願います

前日期日における貴釈明は、掲げた請求の趣旨を満たすのに、不法行為責任だけで充分ではないか?、またそもそも、独禁法の守備範囲外ではないか?とのご趣旨と、理解いたしました。これを受け、訴訟経済の観点から、独禁法違反の取下げを検討いたしましたが、以下の理由から、やはり必要と判断しますので、判定をお願い申し上げます。

独禁法関係は関係法令が多数在り、その対応関係も難解なので、別件を含めた被疑事実と条文の整理にはもうしばらく時間がかかりますので、次の準備書面とさせていただきます。今回は、少なくとも違反すると考える部分だけ摘示いたします。

なお、農協と独禁法の関係については、詳しくは、公取のトップページ→独占禁止法→農業協同組合関係→「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の通りです。要するに、公正競争阻害性から判断すべきものであり、私的独占というのは、行為の態様のことであり、違法性の前堤(必要)条件ではなく、並列の関係であると思われま。なお、公取には 7 月以降、三度の書面を送っておりますが、未だ審査中とのことです。

私の優良な商品が供給されなくなることによる、一般消費者の不利益はゼロではなく、公正競争阻害性は有ると思います。

(なお別件の、農協による、品種に対する差別対価は、社会的影響は大きいと思います。) 第一に重要なのは、農協という独占体質の巨大機関が、敢えて独禁法違反を行うことの悪質性であり、非常にセンセーショナルで社会的影響は大きいと思います。

単位農協の行為について、[1]任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入又は脱退できること、(中略)の各要件を満たしている場合には、原則として独占禁止法の適用が除外される(第 22 条、農業協同組合法第 8 条)と明記されていることにご注目下さい。

元々、農協とは独占体質の機関であり、私の真の目的は、告訴と包囲網の摘発です。

第二に重要なのは、市場支配度を増す意図ではないにせよ、排除ないし差別の意図である点では同じであり、要件事実が有るのに、動機の差異だけで、罰しなくてよいのか?という、罪刑法定主義の観点です。

ちなみに、独禁法第八十九条 不当な取引制限には、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金、独禁法第九十条 事業者団体の禁止行為には、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金となっており、また、独禁法違反には、従業員が会社の利益の為にする行為は会社の行為とみなすこと(使用者責任)、無過失責任、両罰規定などの取扱が適用されます。

まとめると、独禁法の守備範囲の明確化と農協という機関の体質から、本件は判例として残す意味の有るケースだと考えます。

第 4 被疑事実と独禁法該当条文

行為類型 I 取引拒絶

2-1 20190719 12:29(甲 1) 利根沼田農協みなかみ集荷所において、トミザワ所長は、私の抗議をも無視し、訴訟中を理由に、私が出荷したナス 32 袋の引受を拒否しました。

2-2 20190719 13:20(甲 2) 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158 番地 1)から同農協(群馬県沼田市東原新町 1940 番地 1)への通話において、リスク管理室・イシクラは、前項の取引拒絶への私の抗議を無視しました。

これらは正当な理由が無いので、利根沼田農協の、私に対する取引拒絶です。

(説明)

正当な理由にならないことは既述の通りです。

3 20190919 16:00 頃、私が利根沼田農協みなかみ支店金融店舗(群馬県利根郡みなかみ町月夜野 437)において、係員に現金 1 万円を渡して準組合員の申込をしたのに、利根沼田農協の訴訟代理人弁護士の高橋三兄弟法律事務所・高橋伸二らは、その後、同月末日付の不当な理由の書面(甲 6)の郵送により、これを拒絶しました。

これは正当な理由が無いので、利根沼田農協の、私に対する取引拒絶です。

(説明)

当該訴訟における私の訴えが、被告の定款第 19 条第 1 項第 6 号「法的な責任を超えた不当

な要求行為をしたとき」という除名理由に当たるといふ、出荷の引受拒否の時と同じ論理です。

類型 I に対する条文の摘示

★独禁法第二条(9)項 不公正な取引方法 六号 取引拒絶 (一般指定第 2 項)

不当に事業者が単独で特定の事業者との取引を拒絶したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させる行為

★独禁法第二条(9)項 不公正な取引方法 六号 事業者団体における差別的取扱い等 (一般指定第 5 項)

事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせる行為

★独禁法第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

★独禁法第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

★独禁法第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

四 構成事業者 (事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。) の機能又は活動を不当に制限すること。

第 5 実損について

大雑把に言って、道の駅も沼田魚菜市場も、農協出荷の場合の約 3 分の 1 にしかありませんでしたが、これでは、投下した苗代すら回収しきれない、絶対赤字です。

必要なら、同じ日の農協出荷価格と比較検証してください。

今年もまた、「何もしないで遊んでいたほうが良かった」という結果に至りました。

もちろんこれは、私に対する不買運動という要因(個人的事情)も多分に含まれているとは思いますが、農協は、こうなることを見越したうえで、取引拒絶したものと思われま

第 6 証拠の追加

不法行為 3 につき、甲 7 号書証(反訳書)を追加し、証拠説明書(申出書)を提出します。

以上

H II 準備書面(4)

令和 2 年 1 月 6 日

前橋地方裁判所民事第二部 御中

原告 今井 豊

本書は、主張を追加し、補充します。

第 1 不法行為を追加します

いずれも包囲網としての加害、つまり、慣習上の偏見に基く、全社会的な村八分です。

4 トミザワが、以下のように、私を欺罔したこと

平成 27 年(西暦 2015 年)7 月から 10 月頃、つまり、平成 28 年 2 月に、私が被告農協を脱退する前に、みなかみ集出荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野 425)で、私がトミザワ所長に「出荷に必要な株数は何株か?」と訊ねたところ、「関係無い」と答え、「ではゼロでもいいのか?」と更に訊ねたところ、「構わない」と答えましたが、これは虚偽(欺罔)です。また、一般人なら、当り前に、脱退前に被告に確認することは、蓋然性として明らかです。

(説明)

要するに、出荷に組合員資格が必要か否かが焦点であり、必要であればこれは、後で取引拒絶の口実に使う為に、嘘を吐いて私を騙した疑いが濃厚です。

被告農協は、私が組合を脱退したことを、不法行為 1 の取引拒絶の理由にしていますが、これは既述の通り、農協が、出荷を始め、通常の商取引において、スケールメリットを優先して、組合員資格を確認していない実態、が公知ですから、欺罔と差別の疑いが濃厚です。

また、前例の有る取扱なのか?という抗議を、イシクラが無視したこと(甲 2)も重要です。

この疑いの合理的裏付として、被告は、全農協の全出荷者の加入率を示して下さい。

なお、加入率が 90%以上なら通常確認している、70%以下なら否、と言えると思います。

5 被告が、不当な論理の書面(HII-6 号証)で、氣勢を表示して、私を脅したこと

独 4(事実経過⑬) 20191001 頃、被告訴訟代理人の高橋伸二、原田英明、福島翔也らは、前月末日付の不当な因縁めいた書面(甲 6)を私宅に郵送し、私が、20190919 16:00 頃、被告農協みなかみ支店金融店舗において行った準組合員の加入申込を拒絶しました。

甲 6 は、明らかに根拠の無い因縁であり、私の財産、ひいては生命への無言の脅迫の害意を書面に表示して、下記の氣勢と威力を示して脅したので、脅迫罪です。

(説明)

これは不法行為 2 の、部分的な言い換えですが、ただの加入拒絶ではなく、因縁であり、害意を書面に表示して、私に氣勢と威力を示して脅したので、別の不当性と考えます。

被告農協は、この時から、この横暴な論理を使い始めたのです。

詳しくは甲 8 の告訴状の通りですが、これこそまさに、公序良俗の偽装の典型です。

被告農協は、当該訴訟における私の訴えの内容が、被告農協の定款第 19 条第 1 項第 6 号の

「法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき」に当たっていますが、これは以下の通り、当り前の論理則や当り前の経験則をいくつも無視しており、また、後述の第7の、農協という機関の性質に照らして、明らかに差別的取扱であること、などを総合すれば、論理的破綻は自明で、通常は取り得ない論理であることから「お前の訴えなど、握り潰してくれん」との意図と、その為の、非合法手段の実行の決意、が当り前に、推定されます。また、価格や論理の不当性を、価格や書面という、動かぬ証拠で残すこと自体が、狂気であり、自殺行為なので、上記の意図の氣勢を表示して脅した、と言えると思います。

第一に、定款は、行為の外形規定であり、そのような解釈の余地が無いこと(論理則違反)例えば、直接乗り込んで、暴力的言動によって不当な要求をした場合などを指します。それは、裁判を受ける権利を否定する結果となることからも自明であること(論理則違反)。さらには、そのような解釈の前例が有るはずもないこと(経験則違反)。

第二に、裁判は、法的な責任を超えられない(不当な部分は棄却される)こと(論理則違反)

第三に、未確定(係属中)の裁判は、理由にし得ないこと(論理則違反)

第四に、組合員資格の有無を問題にしたことは、差別であること(公序良俗違反)普段は問題にしていない実態は、全出荷者の加入率から、事実上推定できます。

第五に、トミザワの虚偽(欺罔)が脱退の原因であること(信義則違反)一般人なら、当り前に、脱退前に、被告農協に確認することは、蓋然性として明らかです。

第2 組合員でなくとも、既得権の侵害です

既得権の法源は、既成事実(既存秩序)の尊重ないし取引の安定だと思います。

脱退後の出荷実績は、平成 28 年(西暦 2016 年、甲 10 号証)は、延べ 68 回で¥942, 378、平成 29 年(西暦 2017 年、甲 11 号証)は延べ 66 回で¥562, 635 でした。

これなら、トミザワの言葉通り、組合員資格とは無関係だと、信じて当然だと思います。

また、組合員資格の有無の確認を怠り続けたことは、被告農協の過失です。

第3 独禁法違反であること

独禁法には、違反の賠償は無過失責任であること、事業者の利益のためにする行為を行う従業員は事業者とみなすこと、事業者と従業員の両罰規定であること、が明記されており、また特に、三条または八条への違反は、犯則行為と通称され、刑罰規定が有ります。被告の差別対価(別件)や取引拒絶は、犯則行為の疑いが強いと思います。

第4 被告の不当性は、当該告訴状に集約されています

別件の差別対価との相互関連性は重要なので、被告の不当性の説明の為、当該告訴状と証拠説明書を、甲 8、甲 9 号書証として追加提出します。

特に、詐欺罪、脅迫罪、犯人蔵匿罪、証拠隠滅罪、独禁法違反にご注目下さい。

以上

H II 準備書面(5)

令和 2 年 2 月 4 日

前橋地方裁判所民事第二部 御中

原告 今井 豊

令和 2 年 1 月 30 日付け貴照会書に対し、以下の通り釈明申し上げます。

1 取引の拒絶

(確認事項)

(1) 甲 8 号告訴状の通り、二条(9)項五号と十九条を追加し、八条一項と三項を入替します。
(新規)★独禁法第二条(9)項五号 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

(説明)「自己」が被告、「取引の相手方」が原告です。

(④・削除)第八条一—一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

(④・新規)第八条三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。

(説明)「事業者」が原告です。

(新規)★独禁法第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

(説明)「事業者」が被告で、「不公正な取引方法」が本件取引の拒絶です。

(2)① その通りです。

②ア その通りです。

②イ その通りです。

②ウ 以下は全て既述の通りです。

第一に、組合員資格に係らず、出荷の既得権の侵害であり、取引の拒絶です。

脱退後の出荷実績は、平成 28 年(西暦 2016 年、甲 10 号証)は、延べ 68 回で¥942,378、平成 29 年(西暦 2017 年、甲 11 号証)は延べ 66 回で¥562,635 でした。

これなら、トミザワの言葉通り、組合員資格とは無関係だと、信じて当然だと思います。

また、組合員資格の有無の確認を怠り続けたことは、被告農協の過失です。

第二に、組合員資格を失った原因は、被告農協トミザワの欺罔です。

第三に、被告農協は、通常は組合員資格の有無の確認を確認していないのが実態ですから、私にだけそれを問題にするのは差別です。

第四に、甲 1 号、甲 2 号の各反訳書の通り、組合員資格の有無は後講釈であり、本件取引拒絶時点では主張しておりませんから、今更理由にできません(論理則違反)。

③ア その通りです。

③イ これはまさに、別件の差別対価のことであり、詳細は甲 8 号告訴状の通りです。したがって、「他の事業者」とは、別件被告の青果三社のことです。

④ア その通りです。

④イ 削除した第一項なので、説明を省略します。

なお、第三項の「一定の事業分野」とは、ズッキーニの青果市場取引分野です。

⑤ア その通りです。

⑤イ 以下は全て既述の通りです。

第一に、組合員資格に係らず、出荷の既得権の侵害であり、取引の拒絶です。

脱退後の出荷実績は、平成 28 年(西暦 2016 年、甲 10 号証)は、延べ 68 回で¥942, 378、平成 29 年(西暦 2017 年、甲 11 号証)は延べ 66 回で¥562, 635 でした。

これなら、トミザワの言葉通り、組合員資格とは無関係だと、信じて当然だと思います。

また、組合員資格の有無の確認を怠り続けたことは、被告農協の過失です。

第二に、組合員資格を失った原因は、被告農協トミザワの欺罔です。

第三に、被告農協は、通常は組合員資格の有無の確認を確認していないのが実態ですから、私にだけそれを問題にするのは差別です。

第四に、甲 1 号、甲 2 号の各反訳書の通り、組合員資格の有無は後講釈であり、本件取引拒絶時点では主張しておりませんから、今更理由にできません(論理則違反)。

2 これを脅迫とするのは、ひとえに甲 6 号書証の文面の不当性であり、正気の沙汰ではなく、普通は書ける内容ではないから、特別な意図が有るということです。

またこれも取引の拒絶であり、該当条文は 1 と全く同じ独禁法違反と考えます。

3 その通りです。

4 その通りです。

以上

H II 準備書面(6)

令和 2 年 4 月 8 日

前橋地方裁判所民事第二部 御中

原告 今井 豊

令和 2 年 4 月 1 日付け準備書面(3)に対し、以下の通り、包括的に反論します。

1 私の訴えのどこが、不当で法的な要求を超えているのですか?

いずれも蓋然性として当り前のことばかりですから、公正な論評です。
繰り返しますが、具体的に摘示願います。

2 なぜ被告の業務に支障を来すのですか?

私が訴訟を提起することが、なぜ被告の業務に支障を来すのですか?
訴訟の為に一定の時間を割かれるのは、当り前のことです。

3 事業活動が著しく困難になりました(公正競争阻害性は充分です)

私の準備書面(3)に既述の通り、大雑把に言って、農協出荷の場合の 1/3 以下でした。
今年の農協出荷は、一袋 250 円前後で推移したと思いますが、道の駅では 100 円でもほとんどが売れ残り、沼田魚菜市場では、最高が 70 円だった為、総額では、農協出荷なら 60 万円になったところ、20 万円足らず、つまり 40 万円以上の逸失利益でした。
このように、20 万円の投下元本すら回収できない絶対赤字でした。
この二つ以外の出荷先の、「他の団体」とは、いったいどこですか?
繰り返しますが、当地のような山間部では、農協以外に実質的な営農出荷の道は有りません。
また、私の農薬の少ない優良なナスが購入できなくなった一般消費者の不利益は、決してゼロではありませんから、公正競争阻害性は有ります。

以上

H II 準備書面(7)

令和 2 年 7 月 16 日

前橋地方裁判所民事第二部 御中

原告 今井 豊

「私が不当な要求を行った」旨は、公然たる名誉毀損です

シティ青果は、売れ行き不振現象が私個人への不買運動であることを承知のうえで、それを逆に、被害者である私の生産物の品種の色のせいにし(深緑嗜好による価格差の嘘)、市場から締出すという、居直り強盜的な狂気の二重倒錯(被害者虐待)を演じました。
被告農協は、当り前の別件価格操作(差別対価)を感知せず、それを逆に、被害者である私が不当な要求を行ったとする、論理則違反の狂気の二重倒錯(被害者虐待)を演じております。
このように、被告農協らは、態様として公然と公序良俗を歪め、「我々はこのように、お前を生活難に追い込んで餓死させるぞ」との、狂気の害意を表示して包囲網の組織力を誇示し、私の人格的生存への無言の威力脅迫を重ねたことは明らかであり、著しく公序良俗違反です。
少なくとも、被告農協が、論理則違反の論理を用いて出荷の引受(販売受託)を拒絶し、私に機会損失による多大な差損を与えたことは、私のお荷上の既得権の侵害であり、当り前のことを否定しており、甚だしい信義則違反であり、公序良俗違反であり、不法行為です。

不法行為の表現を、以下の通り、追加・訂正します

1 トミザワの取引拒絶(出荷の引受拒否) 甲 1 号証

20190719 12:29、被告農協トミザワが、みなかみ集出荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野 425)において、私の堤訴開始を理由に、「上司の命令だから」との旨を繰り返し、「それでは裁判を受ける権利の侵害に当たるから、理由にならない」旨の私の抗議を無視して、正当な理由無く、私が出荷したナス 32 袋の引受(販売受託)を拒否したことは、私のお荷上の既得権の侵害であり、当り前のことを否定しており、甚だしい信義則違反であり、公序良俗違反です。

なお、後述の不当な要求に当たる旨はこの時点では出しておらず、後講釈に過ぎません。
これは正当な理由が無いので、被告農協の、私への、後述の取引拒絶(独禁法違反)です。
またこれが、元請各社との事前共謀による、「我々はこのように、お前を生活難に追い込んで餓死させるぞ」との、財産、ひいては生命への害意の表示であることは、「価格に文句を言うなら以後の出荷を引き受けない」旨のトミザワの暴言(H-甲 6 号証)が予告しています。
同時に、包囲網の組織力の誇示です。

2 イシクラの取引拒絶(出荷の引受拒否) 甲 2 号証

20190719 13:20、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158 番地 1)から被告農協(群馬県

沼田市東原新町 1940 番地 1)への通話において、被告農協リスク管理室イシクラが、私の堤訴開始を理由に、「また同じことになると困るから」との旨を繰り返し、「それは私に帰責性は無いし、裁判を受ける権利の侵害に当たるから、理由にならない」旨の私の抗議を無視して、正当な理由無く、同日 12:29 の、みなかみ集出荷所での、告訴事実 1 のトミザワの引受拒否(取引拒絶)への抗議を無視したことは、私の出荷上の既得権の侵害であり、当り前のことを否定しており、甚だしい信義則違反であり、公序良俗違反です。

なお、イシクラは 20190514 11:47 の通話録音(H-甲 7 号証)において、「トミザワの氏名の不開示に文句が有るなら訴訟にすればいい」旨によって隠避しましたが、それがこの引受拒否を狙った誘導(欺罔)であったことは、経緯から明らかです。

また、後述の不当な要求に当る旨はこの時点では出しておらず、後講釈に過ぎません。

これは正当な理由が無いので、被告農協の、私への、後述の取引拒絶(独禁法違反)です。

またこれは、元請各社やトミザワとの事前共謀による、「我々はこのように、お前を生活難に追い込んで餓死させるぞ」との、財産、ひいては生命への害意の表示であり、同時に、包囲網の組織力の誇示です。

3 **加入申込の拒絶** 既提出の通り 甲 6 号証

4 トミザワの欺罔 既提出の通り

5 不当な論理による名誉毀損や威力脅迫 甲 6 号証

5-1 20191001 頃、被告訴訟代理人の高橋伸二、原田英明、福島翔也らは、私の本訴訟の訴えが「法的な責任を超えた不当な要求行為」(被告農協の定款の第 19 条 1 項 6 号)に当るとの虚偽を表示した、前月末日付の書面(甲 6)を私宅に郵送し、私が、20190919 16:00 頃、被告農協みなかみ支店金融店舗において行った準組合員の(再)加入申込を拒絶し(不法行為 3)、「我々はこのように、お前を生活難に追い込んで餓死させるぞ」との、私の人格的生存への害意を表示し、包囲網の組織力を誇示しました。

5-2 被告農協は、令和元年 12 月 17 日付で前橋地裁民事第 2 部に提出した、前橋地裁 R1 ワ 412 慰謝料請求事件の準備書面 (2)3 頁において、「原告の主張のいずれについても、何ら理由のない不当なものであり、「法的な責任を超えた不当な要求行為をした」(乙 1 第 19 条 1 項 6 号)」と虚偽記載し、上記の害意を表示し、包囲網の組織力を誇示しました。

5-3 被告農協は、令和 2 年 4 月 1 日付で前橋地裁民事第 2 部に提出した、同事件の準備書面 (3)において、2 頁以下 5 回に亘り、「原告が被告に対して不当な請求を行った」旨の虚偽を記載し、上記の害意を表示し、包囲網の組織力を誇示しました。

5-4 被告農協の訴訟代理人らは、令和 2 年 4 月 14 日 14:00 からの、同事件の期日において、私に組合員資格が無いことを取引拒絶理由から取り下げるとともに、あくまで私の不当な要求行為が取引拒絶理由である旨の虚偽の答弁をし、上記の害意を表示し、包囲網の組織力を誇示しました。

(説明)

これらは、原告の令和 2 年 1 月 6 日付け準備書面(4)に既述の通り、論理則違反の重複による誹謗中傷であり、自らの犯罪性を希薄化させる為の虚偽の事実の摘示と言え、合理的根拠が無く、公正な論評とは言えず、私の人格的価値について社会的評価を低下させる行為と言え、また、裁判期日の傍聴は不特定の者に公開されていること(公開主義の原則に基く伝播可能性が有ること)や、請求すれば不特定の者が裁判記録の閲覧が可能であることや、判例として不特定多数の者が参照する可能性が高いことから、「公然と」とみなせるので、其々の表示日現在での、公然たる事実の摘示による名誉毀損です。

付言すれば、名誉毀損罪(親告罪の告訴時効)と偽計業務妨害罪と信用毀損罪にも当たります。

「法的な責任を超えた不当な要求行為」について立証願います

差別対価の抗弁事実としても重要なので、裁判所は是非とも事案解明願います。

以上

H II 準備書面(8)

令和 2 年 8 月 19 日

前橋地方裁判所民事第二部 御中

原告 今井 豊

私の当事者性(別件差別対価の被害者であり出荷の既得権者)を無視した非人間扱いです。
当り前の訴訟を起しただけで取引拒絶するような団体は許されません。

「不当な要求行為」に当る余地など無いこと

社会通念上、どの団体においても、こうした規定は行為の外形規定です。
また、「不当な要求行為」の内容を具体的に規定した条文は他に有りません。

裁判を受ける権利を否定していること

被告農協に限らず、何が「不当な要求行為」に当るのか?が判らなければ、取引拒絶を惧れて誰も訴訟を起せなくなりますから、結果的に裁判を受ける権利の侵害に繋がります。

民事訴訟は法的責任を超えられないこと

私の訴えは正当な要求(公正な論評)です

「法的責任を超えた不当な要求行為」との旨は因縁であり、抗弁事実が必要です。

被告農協から購入した専用箱や専用袋が使えないこと

1 セット約 10 万円の被告農協の専用箱や専用袋が使えないことも、既得権の侵害です。

被告農協の論理は公序良俗の偽装です

公序良俗の偽装とは、裁判所を含め、皆が確信犯として、当り前のことを認めないことにより、私限りで、社会的妥当性(公序良俗)を歪めることです。

別件差別対価の存否は本件の前提条件ではありません

別件差別対価の予見可能性への違反は、本件の不法行為とは考えておりません。
関連性は大きいには有りますが、依存はしません。 だからこそ別件なのです。
なお、控訴審も露骨な訴えの無視(隠蔽)を重ね、単なる通過点となり下がっており、公正な判定など、とても期待できませんが、次回 0831 期日の内容は予定通りご報告します。

証拠の追加

前回の提出洩れをお詫びし、甲 12 号書証(H-甲 6 号書証)を追加します。

以上

番号と分類	標目	媒体等	立証趣旨
甲1号書証 (反訳書)	20190719 12:29 集荷所でのトミザ ワとの会話録音	コピー 20190210 原告が作成	立証すべき事実は不法行為のうち、トミザワ集荷所長が取引拒絶したことです。 反訳の通り、私の抗議を無視し「上司の命令だから」と繰り返しています。 みなかみ集荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野425)
甲2号書証 (反訳書)	20190719 13:20 自宅からイシクラ への通話録音	コピー 20190210 原告が作成	立証すべき事実は不法行為のうち、リスク管理室・イシクラが取引拒絶したことです。 反訳の通り、私の抗議をことごとく無視し、「同じことになると困るから」とオウムのように繰り返しています。 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1)から利根沼田農業協同組合(群馬県沼田市東原新町1940番地1)
甲3号書証 (判例)	村八分の通告が自 由と名誉への脅迫 に当る	コピー 20190210 原告が作成	直接的に立証すべき事実は有りません。 大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判 抜粋 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当るとしております。 本件も威力による無言の村八分の通告とみなせると思います。

番号と分類	標目	媒体等	立証趣旨
甲4号書証 (追加)	沼田警察署への被害届	コピー 20190919 原告が作成	立証すべきは不法行為と、包囲網の不買運動と思われるこの現象との動機的関連性です。 <u>まるで村八分の晒し者</u> です。 市価の1/3近い超激安なのに、一袋100円のナスが、ほぼそっくり売れ残ること自体が極めて奇怪な価格現象です。 なおこの書面は、20190908 13:15頃、群馬県警沼田署みなかみ交番、塚越ら2名に届出・手交済です。売り場の写真も在ります。
甲5号書証 (追加)	ナス売れ残り記録表	コピー 20190919 原告が作成	立証すべきは前項の不買運動と思われる現象のうち、 <u>売れ残りの割合が高いことと、私一人に集中していること</u> です。 8月末から、突如、売れ残りが激増し始め、この表の通り、連日7割を超える返品率となった為、以後の出荷を断念し、既存の全品を回収しました。他の出荷者(10名前後)の分はほとんど売れ残っておりません。

番号と分類	標目	媒体等	立証趣旨
甲6号書証 (追加)	20190930付の被告 からの「ご連絡」	コピー 20191015 原告が作成	立証すべきは不法行為2のうち、不当に再加入の申込を拒絶したことです。 私が訴訟を提起したことが、被告の定款第19条第1項第6号「法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき」という除名理由に当 るとしており、また、再加入を許せば、業務に多大な支障を来たすことが予想されるとしております。 その不当性は、令和元年10月15日付のH II 準備書面(2)に記述の通りです。

番号と分類	標目	媒体等	立証趣旨
甲7号書証 (反訳書) (追加)	20191007 15:52 私の自宅から福島 翔也への通話録音	原紙 20191128 原告が作成	立証すべきは不法行為3のうち、折り返し回答を約束したことです。 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1)から被告訴訟代理人・高橋三兄弟法律事務所(群馬県高崎市八千代町二丁目1番1号)への通話です。

番号と分類	標目	媒体等	立証趣旨
甲8号書証 (追加)	当該告訴状 令和2年1月9日付	プリント原本 20200106 原告が作成	立証すべきは、 <u>被告の不当性ないし犯罪性</u> であり、当該告訴状に集約されています。 別件(差別対価)＝前橋地裁H31ワ118慰謝料請求事件(控訴中)との相互関連性は重要なので、説明として提出します。 特に、 <u>詐欺罪、脅迫罪、犯人蔵匿罪、証拠隠滅罪、独禁法違反</u> の記述にご注目下さい。
甲9号書証 (追加)	当該告訴状の証 拠説明書 令和2年1月9日付	プリント原本 20200106 原告が作成	立証すべき事実は、特に在りません。 価格操作はH、前橋地裁H31ワ118慰謝料請求事件(控訴中)、被告農協の取引拒絶はH II、前橋地裁R1ワ412慰謝料請求事件に分け ましたので、両事件の証拠の相互関連につき、ご参考下さい。
甲10号書証 (H-8) (告訴8) (追加)	20160727出荷分 の、青果販売代金 精算書	コピー 数日後に被 告が作成	立証すべき事実は、 <u>この年(西暦2016年)に、私が出荷したこと(被告農協が販売受託したこと)</u> です。 また、この日に高崎市場へ出荷されたMサイズ91箱が、 <u>私の分であること</u> です。 <u>農協という機関の性質上、個別生産者を識別する必要が無く、また、偶然に箱数が一致する確率は1%以下であることから、説明</u> <u>の付かない不審な出し方であり、私への差別ないし排除の意図を、極めて強く示唆しています。</u>
甲11号書証 (追加)	20170703出荷分 の、青果販売代金 精算書	コピー 数日後に被 告が作成	立証すべき事実は、 <u>この年(西暦2017年)に、私が出荷したこと(被告農協が販売受託したこと)</u> です。

番号と分類	標目	媒体等	立証趣旨
甲12号書証 (H-甲6) (追加)	20190510 13:07 集出荷所でのト ミザワとの会話 録音の反訳書	コピー 20190519 原告が作成	立証すべきは、 <u>被告農協トミザワが、引受拒否以前から差別ないし排除の意図を持っていたことです。</u> (2頁上、トミザワ)「 <u>値段のことで、何だかんだ、またあれするようじゃ、俺、はあ受けねえすよ</u> 」 私が訴訟目的と告知して、青果三社の各責任者の開示を求めたのに、差別対価の蓋然性を根拠無く認めようとせず、この要請を無視し、被害を放置し、彼らを隠避しました。

20190719 12:29 利根沼田農業協同組合みなかみ集荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野425)
でのトミザワ所長らとの会話録音の反訳書

(トミザワ) すいません、上のほうに相談致しましたら、訴訟中なんで、う、受けるなどゆうことで。他のことは何もしゃべるなど。ただ、訴訟中なんで、受けるなどということです。

(私) それ、全く道理が通ってませんが?

(トミザワ) だから、他はもう、そ、訴訟中なんで、

(私) じゃ、上の人の名前を言って下さい、名前を言って下さい、そこまで言うんだったら。

(トミザワ) スズキシナイチ課長です、

(私) どの課長ですか?

(トミザワ) 販売部の販売課の課長です、あの、昭和村のあの、総合センターに居ますんで、はい、そちらのほうへもしあれだったら言って下さい。俺はそうに言われて、訴訟中なんで、

(私) 訴訟中は全然関係無いでしょ? 誰にでも裁判を受ける権利有りますよね?

(トミザワ) や、だけど、

(私) 関係無いでしょ? 裁判を受ける権利を否定するつもりですか? 私の。

(トミザワ) 上、上い、あの、上司が居ますんで、上司のほうに、

(私) いや、このまま私が帰ったほうが問題が大きくなりますけど、いいんですね?

(トミザワ) はい、あの、しょうがないすよね、

(私) いいんですね? はい、わかりました、

以上

20190719 13:20 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158 番地 1)から利根沼田農業協同組合(群馬県沼田市東原新町 1940 番地 1)リスク管理室イシクラへの通話録音の反訳書

(交換手) はい、電話代りました、

(私) もしもし? あ、あのう、リスク管理室でしょうか?

(交換手) はい、そうです、

(私) ええと、すいません、今あの、出荷しに行ったら、あの、出荷拒否されたんですけど? 訴訟をしている人は受けられないと、

(交換手) はい、

(私) 私はイマイユタカと申しますけども、それを、

(交換手) ちょっと待って下さい、

(イシクラ) お電話代りました、イシクラです、

(私) ああ、どうも、お世話になります、

(イシクラ) はい、お世話になります、

(私) 以前、お話したイマイユタカなんですけども、

(イシクラ) あ、はい、

(私) ええと、今あの、出荷に行ったところ、しゅ、引受を拒否されちゃったんですけども?

(イシクラ) あ、はい、

(私) あの、訴訟をしているから、受けられないと、

(イシクラ) はい、

(私) それ、理由になりますか?

(イシクラ) なると思いますけど?

(私) なんないでしょうね? あの、訴訟をしているとどうして引受られないんですか?

(イシクラ) あのう、今回訴訟がズッキーニの件で争って^るわけじゃないですか? で、今回ナスってゆうことで、たぶん、出荷のほう来ていただいたんだかもしんないんですけど、その、同じ取引中でのことだと思っ^んすよね? あの、荷を受けて、それを市場に出荷して、その値段でゆうことで今争^るわけなんで、それ、ズッキーニとナス、品物は違いますが、あの、その一連の流れ、価格付ける流れってゆうのは、一緒の行為なんで、そこがまだはっきり決まって、決まってないってゆうか、そこで今争^っている途中にも拘らず、また新たにナスの荷を受けるってゆうことは、ちょっと難^{しい}ってゆうことで、断らせて、断らせてもらったんだと思^うんですよ?

(私) いや、ちょっと難^{しい}ってゆうか、断る根拠なんないでしょ?

(イシクラ) あの、結局、今回このナスを受けたことによって、また、ズッキーニと同じことが起きる可能性もあるわけじゃないですか?

(私) 起きたってしょうがないでしょ? あの、犯罪、価格操作をされて、犯罪をされて、訴える権利は誰にでも有りますよね? それを理由に、ど、どうしてそれが理由になるの? 裁判を受ける権利を否定する気ですか?

(イシクラ) 逆に、イマイさん、そうゆうことをされたにも拘らず、またやられてもいいっ

てゆうことで出してるってゆうことですか？

(私) やられてもいいとかじゃなくて、過去の話とこれからの話は全然別でしょうってゆうの？

(イシクラ) ただ、過去の話がまだはっきり、あの、

(私) はっきりしてなくても、断る理由んなんでしょ？

(イシクラ) それ、イマイさんの考えで、うちの考えは、そこが決まらない限りは、ちょっと荷は受けられないってゆう考えで居るんですよ、

(私) いやいや、だから、そうゆう考えがおかしいでしょ？ それはあの、前例の有る取扱ですか？ 今までそら、農協だってなん、何度か訴訟は起して、起きてますよね？ 全部そうやってあの、出荷を引受拒否してるんですか？

(イシクラ) いや、過去に訴訟が有ったかどうかとゆうのは、私のほうではわからないんで、

(私) いや、利根沼田だけじゃなくて、農協、全農協としては、いくらも受けてるでしょ？ 同じ取扱をしています？

(イシクラ) そこはちょっとうちはわかりませんので、

(私) いや、それわかんなきゃ、そうゆう取扱できないでしょ？

(イシクラ) 当農協のほうの考え方としますと、今、訴訟してるんで、やはりあの、受けられないってゆう立場には変わりありませんので、

(私) いや、そうすると、これから大量に出荷する分、全部受けられないわけ？

(イシクラ) あ、そうですね、そのズッキーニのほうの裁判のほうがはっきりするまでは、

(私) それは当然あの、既得権益をあの、私の既得権を侵害しますよね？ 箱や袋、どうな、どうな、どうするんですか、引き取ってくれるんですか？

(イシクラ) いや、引き取りません、うちは。

(私) そうすると、詐欺ですよ？ まるで。なんで農協の箱なのに引き取れないの？

(イシクラ) あの、その買ったとかってゆうのは、騙してうちは販売したわけじゃないですよ？

(私) いや、使えなきゃ、騙してるのと一緒ですよ？

(イシクラ) だ、うちは、あのう、荷は受けられないんで、

(私) なぜ受けられないんですか？ その極めてあの、異常なお答えをされてるから抗議してるんですけども？

(イシクラ) あの、すごく常識的な答えかなって、

(私) いや、凄く異常だと思うのは、例えば警察が、訴訟を起こされた、訴えられたからって言って、110番通報で対応しなきゃ、大問題ですよ？

(イシクラ) それとはまた、話が違うと思います、

(私) は、どこが違うんですか？ どうして農協ごときがそれを理由に断れるんですか？ 考えてみて下さい、

(イシクラ) うちとすれば、その訴訟の原因がまだはっきりしていないにもかかわらず、

(私) 訴訟の原因は、犯罪だっつってるんです？ 犯罪は、正当に摘発されて処罰されるんが社会正義ですよ？ 誰にでも裁判を受ける権利は有りますよね？ それを否定するつも

りですか?

(インクラ) いや、そこは否定しません、

(私) しないでしょう? じゃあなんで、それが引受拒否の理由なるんですか?

(インクラ) あの、うちのほう、じゃ、一切拒否はできないってゆうふうにお考えなんですか?

(私) 当り前でしょう? 訴訟とこれとは話が別なんだから、理由なるわけないでしょう? そう申しあげましたよ? 私はトミザワ所長にも。それを聴く耳持たなかったんです、このまま帰っちゃうと大問題なりますよ?と、念を押して、このまま帰らして貰いましたけど。

(インクラ) はい、

(私) あの、それで通ると思ってます? 本気で、正気で?

(インクラ) はい、

(私) ですから、私の既得権どうするんですか? 私は出荷したいんですよ? どうして妨害できるんですか?

(インクラ) うちだからその、荷物は扱えないってゆう拒否、

(私) どうして扱えないんですか? どうして扱えないん?

(インクラ) え? 今言った通りのことです、

(私) 今言った通り? だから、理屈んなってないって言ってるでしょう?

(インクラ) (苦笑)そう言われても、あのう、こちらとしては

(私) 今まで通りでいいんですか?って、あの、そちらの処理するようにしか処理されないですよ? 私が値段決められるわけじゃないでしょう? 何、寝言言ってるんですか? 今までだってそうでしょう? 勝手に値段決めてたんでしょう? 私とかあの、意思を無関係に。そうゆうものでしょう?

(インクラ) それが不満で、今回訴えを起こしたわけじゃないんですか?

(私) 違うでしょ? それが正当価格じゃないってつってるでしょう? それが立証されてないのに、どうして断れるんですか? 正当業務行為ならね、あの、農協と出荷者、生産者ですから、委託者と受託者ですよ、正当業務行為じゃないってつってますでしょ? 犯罪の価格を訴えて、価格操作を訴えてるんですよ? 犯罪を。それを否定する根拠が無いのに、どうして断れるんですか? 正当行為、正当価格だったらね、そういうことは言えるかもしれませんよ? 正当価格じゃないってつってるんですよ? どうしてそれを理由に断れるんですか?

(インクラ) あの、そ、そうゆう状況んなってまで、農協で、農協に出荷したいってゆう理由は何なんですかね?

(私) 他に無いからですよ、書いてあるでしょ? 訴状に。大量出荷する途は他に無いからですよ、だから、貴方がたのやってるのは、それはあの、そうゆう意図は無くても、生命に対する脅迫なるんですよ。道の駅で、何箱も捌けると思います?

(インクラ) いや、それはわかんないですよ、私は。

(私) や、それはやってみて下さい、じゃ、それがわかんなくて、農協が務まりますか? そもそも。出荷事業が務まりますか? それが。1カ所20袋が限界なんですよ、そりゃあね、五つも、一日かけて五つも廻ればね、少しは捌けますよ、だけど、何箱も出荷する場合は、

絶対、農協以外には捌きようが無いです、それは常識です。農協、農協に身を置く者として、知っとして下さい、それは。で、どうなさるんですか？

(イシクラ) 荷受は拒否します、

(私) 私はあの、ちゃんと理由は申しあげましたけども、拒否する理由にならないと思えますけども？

(イシクラ) うちの理由はあの、そそう、訴訟中なんで、あの、荷のほうの取扱は控えさしていただきます、

(私) 訴訟中だとどうして、あの、拒否される、あの、引受拒否されるんですか？

(イシクラ) 同じことを招く恐れが有るからです、

(私) 同じことを招くのはそちらの勝手でしょう？ 私の責任じゃないでしょ？

(イシクラ) そうならない為に、うちは、あの、荷受を、あの、今回は、あの、お断りさしていただきます、

(私) いや、そうするつもりなんですか？ また、価格操作するつもりなんですか？

(イシクラ) いや、そんなつもりは一切無いです、

(私) 無いでしょう？ 無いんだったら何の問題も無いじゃないですか？ 私や、過去の話は訴訟にしてるだけで、今後のことなんか問題にしませんよ？

(イシクラ) これが今後の話なる可能性も有るんで、そこはあの、今回は控えさしていただきたいってゆう考えです、

(私) だからそれが理由にならないでしょ？ つってるの、

(イシクラ) それがうちの理由なんで、イマイさんの理由にはなりま、ならないかもしれないんですけど、うちの考える理由とすれば、そういう理由になりますんで、あの、イマイさんからの荷に関しては、この訴訟があの、決着するまでは受付られません。

(私) イシクラさん、役職をおっしゃっていただけますか？ あの、できれば理事長さんと代りたいんですけど、お話にならないようなんで、

(イシクラ) 対応は同じなんで、変りませんので、電話も代ることはしません。

(私) いや、理由になってませんか？ 理由になってませんか？

(イシクラ) うちの方針がそういう方針ですので、あの、訴訟が終るまでは、あの、荷の取扱については控えさしていただきます、

(私) 凄まじい不法行為が新たに出来てしまいましたね？ わかりました、お楽しみに。

(イシクラ) はい、

以上

令和元年9月30日

今井 豊 殿

(〒370-0861) 群馬県高崎市八千代町二丁目1番1号



高橋三兄弟法律事務所

TEL. 027-325-6603/FAX. 027-325-9936

利根沼田農業協同組合代理人

弁護士 高橋 伸 二

(担当) 弁護士 原田 英 明

(担当) 弁護士 福島 翔 也



ご 連 絡

前略 当職らは、利根沼田農業協同組合（以下「当組合」といいます。）の代理人として、貴殿の令和元年9月19日付当組合に対する組合加入申し込みに対し、以下のとおりご連絡いたします。

1 貴殿は、当組合に対し、前橋地方裁判所平成31年（ワ）第118号、令和元年（ワ）第412号の訴訟（以下「本件各訴訟」といいます。）を提起しており、現在も2件の訴訟事件は係属中です。

2 当組合としては、本件各訴訟における貴殿の主張は、何ら理由のない不当なものであり、「法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき」（当組合定款第19条第1項第6号）等の貴殿が組合員であれば除名事由に該当するものと判断しています。

貴殿がこのような行為を繰り返すことにより、当組合と貴殿との間の信頼関係はすでに破壊されており、今後貴殿が当組合に加入した場合には、当組合の業務に多大な支障を来すおそれが十分に予想されます。

3 したがって、当組合が貴殿の当組合加入申し込みを拒否することについては、「正当な理由」（農業協同組合法第19条）があるものと判断いたしますので、貴殿の当組合への加入は拒絶させていただきます。

4 貴殿が令和元年9月19日に加入申込書と同時に当組合窓口を持参された出資金1万円については、加入申込書記載の貴殿名義の口座に振り込む方法により返金させていただきます。

5 今後、本件各訴訟及び今回の加入拒絶に対する件についてのご連絡は、当職らが一切を受任しておりますので、当組合への電話・訪問等一切の接触はお控えいただき、当職ら宛て（担当：原田、福島）にいただきますようお願いいたします。

草々

20190510 13:07 利根沼田農業協同組合みなかみ集荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野 425)
でのトミザワ所長ら4人との会話録音の反訳書

(所員) こんにちは、どうも、お世話になります、

(私) こんにちは、お世話になります、ええと、今年の出荷のスケジュール表をいただけますか? 7月頃からナスをお世話になる予定なんで。

(トミザワ) ナス、あ、はい、わかりました、大丈夫です、はい、

(私) それでですね、ええ、ちょっと、ええ、確認にうかがったんですけども、

(所員) あ、どうぞ、座って下さい、

(私) 東一青果ってな、今、名前変わってますか?

(トミザワ) 東京、東京青果ですね、

(私) 東京青果?

(トミザワ) ええ、はい、そうです、東京、だから、東京青果なんですけど、あの、呼び名がトウイチ、東京ですね、

(私) ああそうなんですか? 正式名は東京青果株式会社、

(トミザワ) ええ、東京青果ですね、はい、

(私) 場所は太田区東海?

(トミザワ) そうですね、太田区のあたりですね、はい、

(私) わかりました、その、各市場で、値段付ける人ってゆうのは、決まってないんですかね? 仲卸しが日々変わる? な、仲卸しか?

(トミザワ) ええ、そうですね、

(私) セリ落す人が日々変わるってことですね? 可能性としては、

(トミザワ) ええ、そうですね、

(私) まあ、その、でも、それぞれあの、市場に元請的なこう、責任者みたいな方は居らっしゃるわけですよ? 名前お互い知ってる、

(トミザワ) あのう、う、うちの品物を売る、売ってる、例えば東一の職員てゆうのは居ますよ、はい、

(私) そうゆう、まあ、今年の話ではないんですけども、そうゆう方々の名前をちょっと、教えていただければと思うんですけど?

(トミザワ) 日々変わるつつうんか、変わるんで、今年、まだちょっと聞いてねえんですけど、聞いときますよ。だ、誰がその、担当するんだがな、しょ、職員が。これがあの、東京の豊洲、今回新しくなった豊洲なんですけど、イチゴが行ってるんですけど、ええ、これがその、担当ですね。

(私) タケダトモヒロさん?

(トミザワ) ええ、あ、はい、これがあのイチゴなんですけど、だからあの、今年の出荷の前になったら聞いときますんで。

(私) これがシティの人ってことですよ? タケダ、

(トミザワ) この人は、全然関係ねえから、覚えなくて下さい、

(私) あ、そうなんですか？、

(トミザワ) だ、この人はイチ、あの、果実のほうなんで、はい。

(私) はあはあ、いや、あのう、

(トミザワ) 今年は誰が担当してくれるんだがな、あの、聞いときますんで、はい。

(私) ええ、あのう、これ、もう話すと長くなるんで、お見せしたほうがいいんでしょうが、ちょっと裁判所からあの、お訊ね貰ってまして、こんな感じなんですよ？ あの、これ、あの、写し取って貰っても構わないんですが、

(所員) あ、お茶よければどうぞ、

(私) あ、いただきます、すいません、

(所員) あ、今度こちらに異動になったタカハシオサムなんですけど、宜しくお願ひします。

(私) あ、そうですか。 あの、ナス、ナスしか予定無いんですが、イマイユタカです。

(トミザワ)★ だけど、また、あれですよ、値段のことで、何だかんだ、またあれするようじゃ、俺、はあ受けねえすよ、実際のこと言って、他で売って貰って下さい。 そんなんで、また、こんなやつ、やるんじゃ、俺とても受けられませんので。

(私) トミザワさん、私、当り前のことを言ってるんですよ？

(トミザワ) 当り前？ いや、当り前じゃねえですよ、

(私) 当り前のことを言って、そうゆう不当なお返事をされると、ますますあの、まあ、言わなくてもわかると思いませんか？ それが当り前であるということ、今あの、審判していただいて、いただく予定なんで、

(所員) イマイさん、ちょっとコピーむこうの支店で取らして貰ってよろしいですかね？

(私) はい、どうぞ、だけどね、ズッキーニ一箱 50 円という値段が異常じゃないはずないでしょ？ そんなこと。別に言うまでもないでしょそんなの？ それが価格操作じゃなかったら何ですか？ それを世に問おうとしてるんです？ はい、それを言うことがおかしい、お前を排除するってゆうんだったら、まさに今度は農協を訴えるしかないです。 それで、今の状態ですとあの、個人、個人を訴えようとしてるんですが、その個人名さえわからないと送達ができないもんですから、そうなる今度、団体を訴えるしかなくなるんですよ？ それでお訊ねに来たわけなんですか？ 言い合いはしたくないんですが、極めて理不尽なお返事を、今んとこされてますよ？

(トミザワ) 俺が値段付けてるわけでもないし、するんで。

(私) まあ、それはそうですよね、ええ。だから、値段のことは市場参加者が共謀してらるうと。正常な値段ではないとゆうことですね。

(トミザワ) まあ、個人のあれじゃねえんで、そうゆう、対処する部署が在りますんで、はい、そちら、そこへ言って貰うしきしょうがねえすね？

(私) まあ、結論から申し上げますと、警察もどこもそうなんですけども、個人情報だから教えられないとだけ言ってるんですよ。けどそれには例外があるはずなんですよ？ あの、私が訴え、私の訴えを否定できる根拠が無い以上は、当事者と連絡させなきゃ、無条件に不当なるわけなんですよ？ それを、どこもまあ、個人情報、個人情報ってそれだけ言ってあの、逃げ回ってるのは極めて不当だと思ってるんですけど、その論理で行きますとあの、

まず私の自治権を侵害してるんですね？ 人権侵害なん、人格権の侵害なんです、私の訴えを無視してますんで。

(トミザワ) いや、あれですよ？ キクチ代理、リスク、リスク管理室にでも言って貰わなけ、するしきしょうがねえですよ？、

(代理) これってちょっと、どうゆう話なのかわかんないんで、何とも言えないんですけど。

(私) そうですね、訴状そのものは、

(代理) いや、今、聞いたばかりで申し訳ないですけど、何と答えていいんだか？ ちょっと判らない部分が有りますんで。

(私) あの、まあ、私の人権侵害とかゆう問題以前に、組織的隠蔽の疑いが掛かって来るんですね？ ということはあの、犯人蔵匿等という刑法の罪状が、罪名が有りますが、そちらの疑いが掛かって来るとゆうことなんですよ？

(トミザワ) ちょっと自分、頭が悪くて、あんまり難しいことは全然わかんねえんで、自分とすれば農協の一雇われ人でありますので。

(私) はい、

(トミザワ) ほいで他の人からもそうゆう仕事に対しての苦情は来ておりませんし、するんで、

(私) いや、それは関係無いですね？ 私個人を狙ったあの、価格操作だと思ってますんで、他の人は関係無いと思います。

(トミザワ) 他の人は、皆同じだと思うんで、

(私) そうゆう内容の訴状にはなってないですよ。私だけの分を、色に難癖を付けて別扱いして、徹底した低価格が突き付けられてますよね？ 事実として記録んな、残ってますけども？ それを問題にしています。だから前から言ってます通り、か、市場価格を利用して威力を示そうなんて発想自体がナンセンスだと思うんですよ？ 市場価格ってゆうのはあの、はっきりき、あの、数字が残ってしまう世界ですからね？ そこで何か悪さしようとうゆう発想自体がね、それはあの、通るはずがないと。公序違反、公序良俗違反であるとうゆうことで訴えてますけど？

(トミザワ) うちを出て来た物を市場に送って、市場で売って貰う、その値段が正式な値段だと思って精算してますんで。じゃあ俺が、イマイさんのやつはこの値段ですよ、こっちはこの値段ですよって、付けてるわけじゃないんで。農協とすればそうゆう値段を付けるあれができないんで、市場へ出して、市場のほうで評価して、なかお、仲卸しさんが買ってくれる、値段、付けた値段が、その値段ですので、

(私) ですから二重の価格操作をしてるわけですよ？ まあ、ズッキーニならズッキーニ、当地全体のズッキーニをあの、価格水準を下げたおいて、更に私の分を別扱いして、更に二重の価格操作で下げると。

(トミザワ) そこはわかりません、あの、ちょっと、

(私) 現象、あの、値段の動きとしてはそうなってます。ズッキーニだけじゃなくて、マコモもナスも同様に出来たようですね？ 今年にはナスを出すんで、たぶんナスが、ろくな相場にならんだろうと予想されますね。まあそんなこと、先の話をしてもしようがありません

が。要するにあの、名前あの、担当者名を教えてくださいとゆうことなんですが？ 一応あの、月曜日に裁判所行く予定ですから、日曜一杯なら待ちます。お返事が無ければ、このまま代表者を相手ど、とした訴えに切り替えて進めます、はい。

(トミザワ) 個人名つつうわけに行がねえんすよ、やっぱし。と、東京青果さん、東京シティ青果さん、を相手にするしきしょうがないんですよね？ 市場のほうは。

(私) いやいや、でも名刺交換ぐらいなさってるわけでしょ？ 名前をご存知なのに、教えていただけないという事実が残ります。まあはっきり言って、一箱 50 円とかゆう値段は完全に殺人的な値段ですからね？ もう破壊的な、明らかにもう破壊レベル、生活破壊の意図はもう明らかなわけですよ？ 50 円どころかまあ、200 円以下だって生活はできないんですが、もう完全にあの、お前を殺すよ、という値段をずっと続けていただいたと。 国連の自由権規約ってゆうのには、ああ、社会権規約か？ ええ、同一労働同一賃金とゆう条文が有るんですよ。その趣旨から言えば、生産物で何倍もの価格差が出ること自体がもう、その条文に違反してます。同じ人間が同じ作物に対して、同じ時間をかけて作った物が、何倍も開きが在ったら、それはもう人権、人権を侵害してるとゆうことですね。あれ、コピーは？

(代理) あ、持って来ます、お渡しします、

(私) すいません、まあ、お聞き苦しい話で恐縮です。あの、もし答えられるんだったら日曜一杯までにお問い合わせいたします。 どうもお邪魔しました。

以上